

社 労 連 第 756 号
令和元年 12 月 10 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関するウェブアンケート調査」
へのご協力のお願い（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
労働資材対策室から、別添のとおり、標記調査の実施について協力依頼がござ
いました。

同調査は、社会保険加入対策の取組の結果を評価するとともに、課題を整理
して追加的に必要な施策等を検討するための基礎となるデータを作成するこ
を目的に、無作為に抽出された建設事業者あてに、社会保険の加入状況、法定
福利費の支払状況や賃金の状況、建設業退職金共済制度の活用状況、一人親方
の実態等を把握するため、下記のとおりウェブアンケート調査を行うものです。

つきましては、貴会会員の顧問先等に標記アンケート調査への協力依頼が別
紙のとおり行われることが想定されますので、本件につき内容のご確認を賜り
ますとともに、貴会会員の皆様への周知並びにアンケート回答に向けたご協力
を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【該当事業所】	無作為に選定
【回 答 期 限】	令和元年 12 月 25 日（水） 17 時まで
【参考URL】	http://www.ari.co.jp/hoken/

以上

（担当：社労士制度推進戦略室戦略課）

事 務 連 絡
令和元年 11 月 28 日

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 参加団体 各位

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室

「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する ウェブアンケート調査」へのご協力をお願い

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会参加団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、国土交通省では、平成 24 年度から、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等を目的として、社会保険の加入促進の取組を進めてきたところです。民間工事も含めた社会保険加入状況、法定福利費の支払い状況や賃金の状況、建設業退職金共済制度の活用状況、一人親方の実態等を把握するため、業務委託先である株式会社日本アプライドリサーチ研究所を調査実施主体といたしまして、無作為に抽出した建設業者の皆様を対象に、「社会保険の加入及び賃金の状況等に関するウェブアンケート調査」を昨年度に引き続き実施することとなりました。

本調査は、社会保険加入対策の取組の結果を評価するとともに、課題を整理して追加的に必要な施策等を検討するための基礎となるデータを作成することを目的とした調査です。また、調査結果は目的以外に使用することはなく、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。

貴団体におかれましては、会員企業の皆様が本件アンケート調査の対象となる場合がございますことご承知置きいただくとともに、調査対象となった会員企業の皆様から貴団体宛に調査についての問い合わせ等がある場合がございますので、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

<担当>

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課労働資材対策室
労働適正化係長 松下
Tel 03-5253-8111 (内線 : 24828)
Fax 03-5253-1555

各建設事業者の皆様

令和元年 11 月 26 日

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室

ウェブアンケート調査ご協力のお願い

国土交通省では、建設産業の健全な発展と技能労働者の処遇向上を目指し、平成 24 年度より「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」を実施しております。このたび令和元年度の調査実施にあたり、全国の建設許可業者から無作為に抽出した結果、御社に依頼状を送付させて頂くこととなりました。お忙しい時期とは存じますが、趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本調査は任意でご協力をお願いするものですが、施策に反映する大切な基礎資料となるものですので、ぜひご協力頂きますようお願い致します。



回答サイト

本調査は、原則インターネットでの回答をお願いしております。下記 URL へアクセスし、ご回答頂きますようお願いいたします。

URL

<http://www.ari.co.jp/hoken/>

パスワード

hoken



- ・調査結果は当該目的のみに使用いたします。回答内容により、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはございません。
- ・設問の大半は選択肢形式で、回答時間は 15 分程です。必要資料(例:賃金台帳等)をご用意いただけるとスムーズに回答いただけます。
- ・今回はインターネットを使用した回答方法を採用させて頂いています。お手数ですが、インターネットに接続したパソコン等をご使用のうえ可能な範囲でのご協力お願い致します。
- ・委託先である「日本アプライドリサーチ研究所」サイトのトップページにも回答サイトへの入場バナーがあります。

回答方法

同封の別紙をご覧ください

回答期限

令和元年 12 月 25 日(水) 17:00

<回答方法・内容に関するお問い合わせ>

(株)日本アプライドリサーチ研究所
社会保険調査担当
Tel 03-6801-6910 (平日 9:30-17:00)
Fax 03-5259-6381
E-mail: kensetsu@yama-21.com

<国土交通省担当部局>

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課労働資材対策室
労働適正化係長 松下
Tel 03-5253-8111 (内線: 24828、24854)
Fax 03-5253-1555

ウェブアンケートの回答方法

ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

<http://www.ari.co.jp/hoken/>

※ブラウザのアドレスバーに上記URLを入力しページを表示させて下さい

2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。

〈はじめにお読み下さい〉

〈パスワード入力画面〉

〈各設問のページ〉

●表示される画面に従って、入力してください。設問数や内容は回答者によって異なります。

●設問は複数のページに渡ります。空欄や不正確な回答があると、次のページに進む際にエラーメッセージが出ますので、指示に従って修正して下さい。

●主な設問内容については本紙の裏面をご覧ください。

〈最終ページ〉

●「ご回答ありがとうございました。」という表示が出たらアンケートは終了です。

3 特典データのダウンロード(任意)

●最終ページに続く、「データフォーマット」ページに行くと、対外的なPRのために名刺、パンフレット等に活用できるデータを手に入れることができます。データが必要な方は、この画面が最初に表示された時に入手して下さい。(一度ログアウトすると再入場は出来ません)

※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございました。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

お問い合わせ

アンケート事務局 (社会保険調査担当)

TEL:03-6801-6910 (平日 9:30-17:00 受付期間 ~12月25日(水))

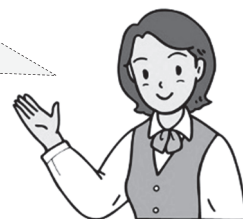
※お電話が集中した場合はつながり難いことがあります。その際は恐れ入りますが、時間を空けてからお掛け直してください

FAX:03-5259-6381

裏面「本調査でお尋ねする主な内容」もご覧下さい

本調査でお尋ねする主な内容

本調査の設問は、回答内容により異なってきますが、概ね次のような事項をお尋ねします。お手元に賃金台帳等の必要資料をご用意頂いておくと、よりスムーズにご回答頂ける事項もありますので、予めご確認頂ければ幸いです。設問の大半は選択肢形式で、回答に必要な時間の目安は 15 分程です。



1. 貴社の概要について

- ・ 基本情報（会社名、会社の形態、本社所在地、建設業許可、主な許可業種、従業者数、完工高、特定企業への専属比率）
- ・ 請負工事の概要（工事の発注者の属性）
- ・ 直接雇用する技能労働者の有無、給与形態、休日取得状況
- ・ 直接雇用する技能労働者の社会保険加入状況（厚生年金保険、雇用保険）
- ・ 直接雇用する技能労働者の社会保険未加入の理由
- ・ 建設業退職金共済制度の加入状況、各工事における共済証紙の交付状況
- ・ 専属的に従事している一人親方の有無、一人親方として独立した従業員の有無 等

2. 元請として請け負った工事について(該当者のみ) ※ご回答者様により設問内容に変動があります

請け負った工事（公共と民間発注工事）、それぞれの直近の一現場についてご回答頂きます

- ・ 工事の概要（地域、施主の種類・業種、請負金額）
 - └ 技能労働者の賃金（日額賃金、過去 1 年の賃金改定の有無・改定率）
 - └ 「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用状況、法定福利費の支払い状況
 - └ 「請負代金内訳書」の活用状況
 - └ 建退共に関して（証紙購入事務の受託、就労実績報告書の受領、証紙の交付） 等

3. 下請として請け負った工事について(該当者のみ) ※ご回答者様により設問内容に変動があります

請け負った工事（公共と民間発注工事）、それぞれの直近の一現場についてご回答頂きます

- ・ 工事について
 - └ 工事全体に関して（地域、施主の種類・業種、発注金額）
 - └ 請負工事に関して（元請企業の種類、工事種類、請負金額、階層）
 - └ 技能労働者の賃金（日額賃金、過去 1 年の賃金改定の有無・改定率）
 - └ 「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用状況、法定福利費の支払い状況
 - └ 「請負代金内訳書」の活用状況
 - └ 建退共に関して
(証紙購入事務の受託・委託、就労実績報告書の提出、元請企業からの証紙交付) 等

裏面「ウェブアンケートの回答方法」もご覧下さい

数値等記入の際の注意点

本調査では、社会保険の加入者数や賃金の平均額など、数値や割合をお答え頂く設問があります。その際の留意点はウェブ上にも記載していますが、本紙ではその中でも特に注意いただきたい設問についてやや詳しくご説明します。

建設技能者の社会保険の加入者数に関して(F5)

- ・建設技能者の雇用保険の「加入者数」では、適用除外者は加入者に含めないようお願いします。
- ・建設技能者の厚生年金保険の「加入者数」では、適用除外者は加入者に含めないようお願いします。
また、厚生年金保険未加入者や国民年金の加入者も「加入者数」に含めないようお願いします。
※適用除外については P2～P3 をご参照下さい。

建設技能者の平均賃金の記入に関して(問 1-2、問 2-2、問 3-2、問 4-2)

- ・「平均賃金(日額)」では、以下の点を考慮して金額を回答して下さい。
 - 1) 基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当、実物給与は含めて計算して下さい。
ただし、時間外手当や休日手当等は含めないで計算して下さい。
 - 2) 手取り額ではなく、額面の金額でお答え下さい。
- ・「平均賃金」は日額で回答して頂きます。月給など月額をもとに日額に換算する場合は、まず各人ごとの日額賃金の値を算出した後、全員の合計値を人数で割って値を算出して下さい。(詳しくは以下参照) ※各計算にあたっては、小数点以下第 1 位を四捨五入して集計して下さい。

<算出例>

例 Aさん(月給)、Bさん(月給)、Cさん(月給)、Dさん(日給)の4人を雇用している場合(職階は全員同じであると仮定)

- ① まず各人の賃金(日額)を出し、それをすべて合計した全員の賃金(日額)総額を算出して下さい。

$$\frac{\text{Aさんの賃金(月額)}}{\text{実労働日数}} + \frac{\text{Bさんの賃金(月額)}}{\text{実労働日数}} + \frac{\text{Cさんの賃金(月額)}}{\text{実労働日数}} + \text{Dさんの日額} = \text{賃金(日額)総額}$$

② ①の結果を、さらに人数で割って、ひとりあたりの「平均賃金(日額)」を算出して下さい。

$$\frac{\text{賃金(日額)総額}}{\text{建設技能者数の合計人数}} = \text{平均賃金(日額)}$$

これが回答頂く
平均賃金です

<実際に数字を入れてご説明すると・・・>

	Aさん (月給) 実働 20 日	Bさん (月給) 実働 22 日	Cさん (月給) 実働 20 日	Dさん (日給)
基本給	250,000 円	300,000 円	270,000 円	12,000 円
家族手当	5,000 円	0 円	0 円	200 円
社会保険 (本人負担額)	35,000 円	40,000 円	37,000 円	1,500 円
時間外手当	17,500 円	10,000 円	5,000 円	1,000 円
合計(月額)額面	290,000 円	340,000 円	307,000 円	-
合計(日額)額面	14,500 円	15,454 円	15,350 円	14,700 円

額面を含む

→ 額面から除く

$$① \frac{290,000 \text{ 円}}{20 \text{ 日}} + \frac{340,000 \text{ 円}}{22 \text{ 日}} + \frac{307,000 \text{ 円}}{20 \text{ 日}} + 14,700 \text{ 円} = 60,004 \text{ 円}$$

$$② \frac{60,004 \text{ 円}}{4 \text{ 人}} = \underline{15,001 \text{ 円}}$$

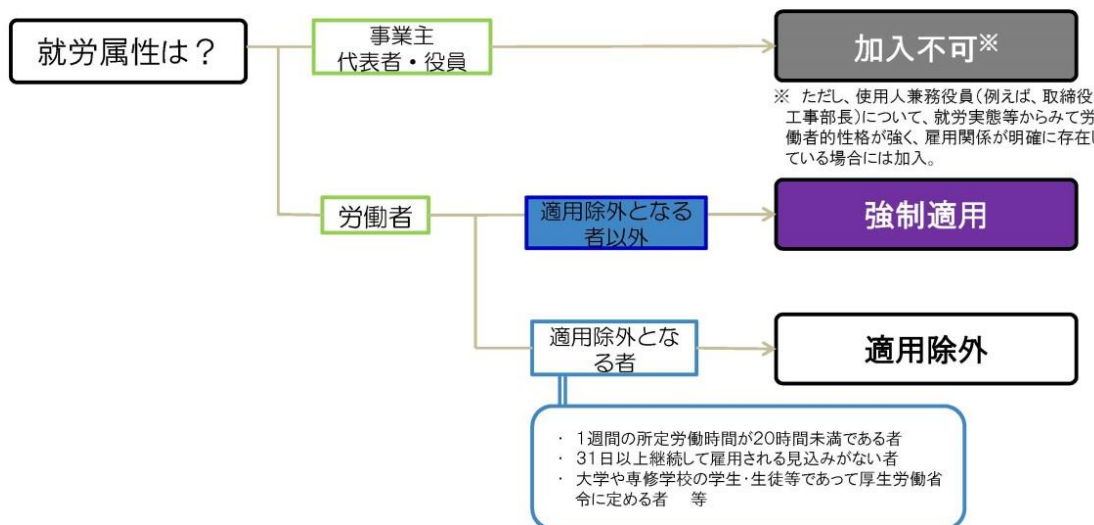
<資料>建設技能者の社会保険の加入者数に関して(F5)

社会保険の適用関係について①



○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。

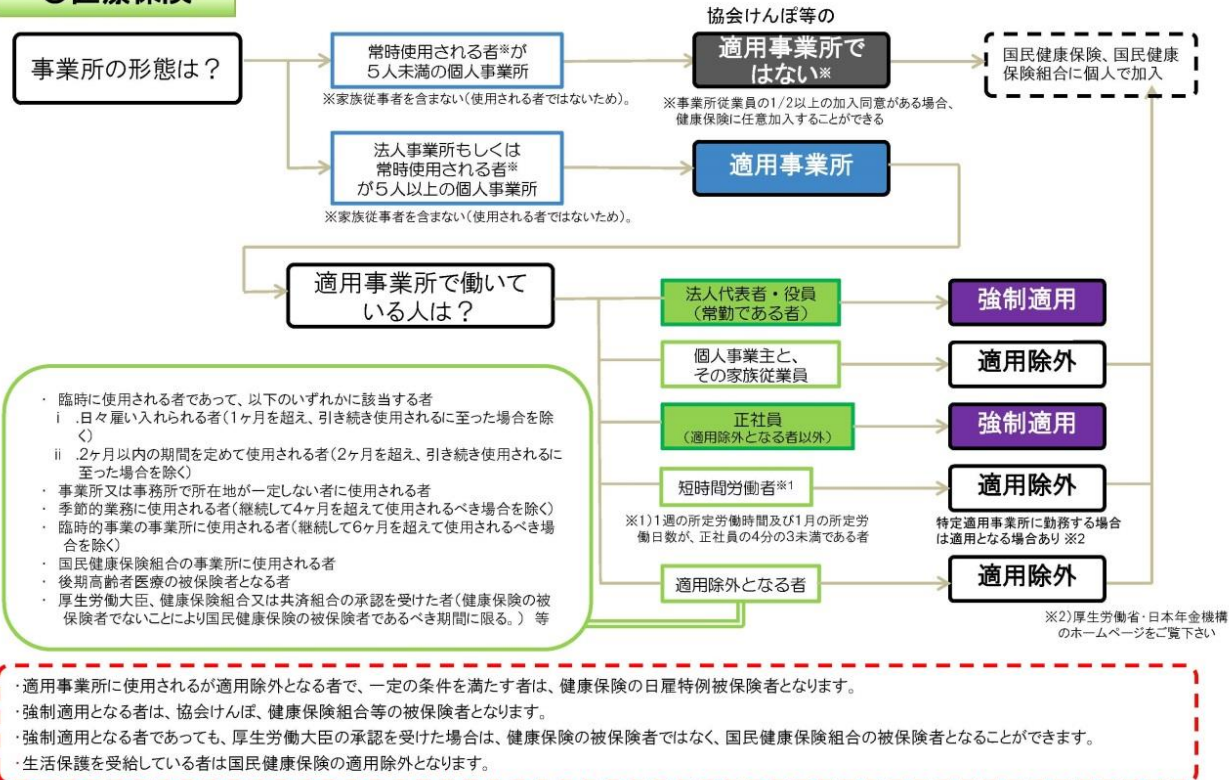


・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
 ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。
 ・ 平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

社会保険の適用関係について②

○医療保険

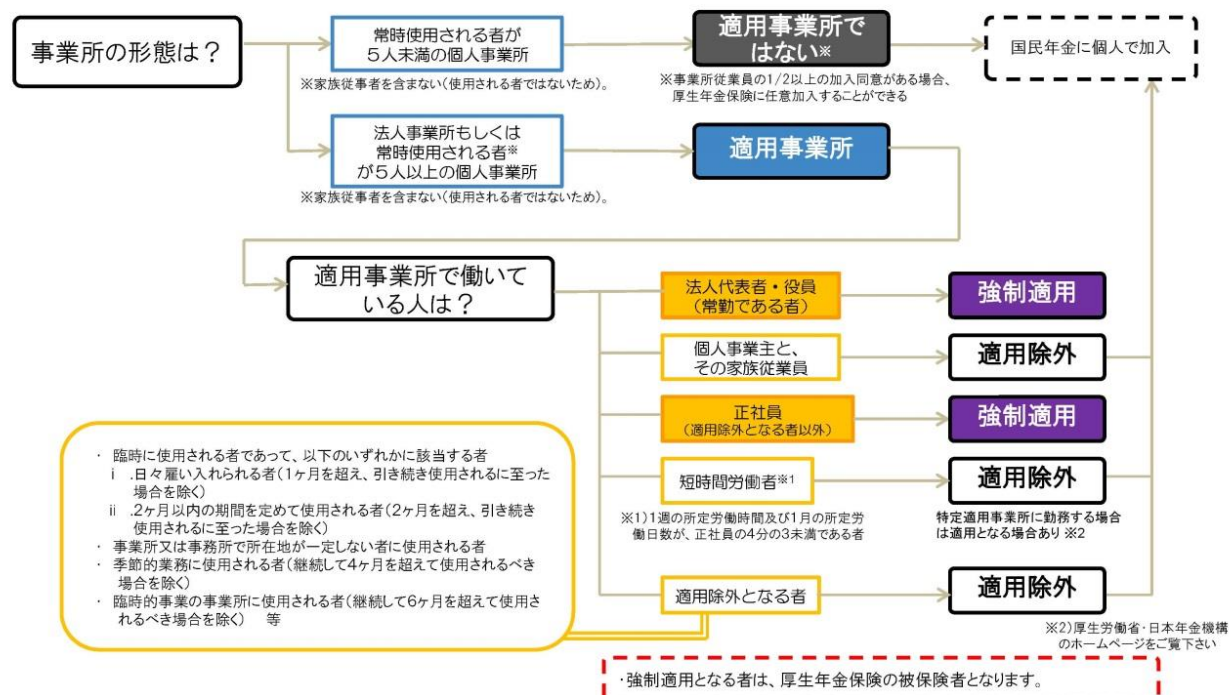
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



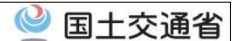
社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



標準約款改正(請負代金内訳書における法定福利費の明示)



○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

＜法定福利費の計算方法＞

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)
法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) + …

(活用イメージ)



(発注者) 殿 (受注者) 住所: 氏名:

請負代金内訳書

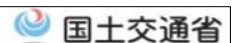
工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別		単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。

「法定福利費を内訳明示した見積書」について



法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

(見積書の活用イメージ)



標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPIにも掲載)
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)

○○○株式会社 殿 住所: 氏名: ○○株式会社

見積金額: L 消費税: K

(内訳)

項目	数量	単価	金額
材料費			A
労務費			B
経費(法定福利費を除く)			C
小計			D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	付帯金額	料率	金額
雇用保険料	B	a	B×a×a
健康保険料	B	b	B×b×b
介護保険料	B	c	B×c×c
厚生年金保険料 (子ども手当で繰上金含む)	B	d	B×d×d
合計	B	e	B×e×e

小計: J=D+E

消費税等: K=J×H%

合計: L=J+K